目 次

1.	あげおエコ・アクションプランの概要	1
2.	基準年度の取組状況	2
3.	環境配慮行動指針	3
4.	推進体制	4
5.	主な役割	5
6.	主な取組内容	6
7 .	進行管理	10
8.	上尾市地球温暖化対策実行計画推進要綱.	14
9.	対象施設等一覧	16
10.	温室効果ガスの特徴	17

1. あげおエコ・アクションプランの概要

項目	内容
計画名	第2次上尾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) (通称:あげおエコ・アクションプラン)
目的	① 上尾市の公共施設等における地球温暖化対策の推進 ② 職員の環境意識の醸成 ③ 市民・事業者等への率先垂範
目標	2021 (平成 33) 年度までに、上尾市の公共施設等全体における温室効果ガス排出量を 2014 (平成 26) 年度比 6%削減する。
	一般廃棄物由来の温室効果ガス排出量については、「上尾市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に定めた取組を推進することで削減に努めることとする。
計画期間	平成 28 年度~平成 33 年度(2016 年度~2021 年度)
対象範囲	市の公共施設等で実施している全ての事務事業 ※ 指定管理施設での事務事業も含む
対象ガス	本計画の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に示された全ての温室効果ガスを対象とする。 ※ 「10. 温室効果ガスの特徴」に記載。
主 た る 取組内容	■ 職員等による取組● 庁舎・出先機関の取組事務局の取組
進行管理	「上尾市地球温暖化対策実行計画推進要綱」に従い、進行管理 を行う。
実績公表	毎年1回、以下の項目を上尾市 Web サイト等で公表する。
根 拠 法	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項 ※「エネルギーの使用等の合理化に伴う法律」及び「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づく取組と連動して推進する。

2. 基準年度の取組状況

平成 26 年度の本市の公共施設等における温室効果ガス排出量は、以下のとおりである。内訳を見ると、エネルギー使用量の多い浄水場やポンプ場を所管する上下水道部や小中学校や公民館など多くの施設を所管する教育委員会は温室効果ガス排出量が多くなっている。

温室効果ガス排出量

18,798 t-CO₂

※ 上記のほか本市では、一般廃棄物の焼却により発生する温室 効果ガスも排出している(36,441t-CO₂)

図 1 部門別温室効果ガス排出量内訳

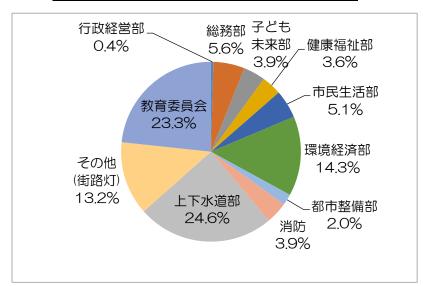


表 1 部門別温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量

27. 3. 10.000	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	エネルギー使用量(KL)
行政経営部	80	39
総務部	1,059	504
こども未来部	742	401
健康福祉部	670	322
市民生活部	954	566
環境経済部	2,692	842
都市整備部	374	208
消防	739	334
上下水道部	4,619	2,235
教育委員会	4,382	2,322
その他(街路灯)	2,488	1,205
合 計(※)	18,798	8,978

^(※)小数点以下四捨五入により、各項目の合計数値と合わない。

3. 環境配慮行動指針

基本理念

首都近郊にある上尾市は、武蔵野の雑木林や屋敷林、多くの河川・池沼など、緑豊かな自然環境を有しています。市民が健全で、安全かつ快適な環境を享受できるために、良好な自然を守り、育て、次世代に引き継いでいくことは私たちの務めです。

特に、地球温暖化に起因する気候変動の影響は甚大であり、上尾市としては「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体としての役割を果たしていきます。

このため、地球温暖化対策に関する上尾市役所の取組内容等を「あげおエコ・アクションプラン」に定め、計画的かつ総合的に取組を推進していきます。

基本方針

1. 地球温暖化対策の推進

「あげおエコ・アクションプラン」を定め、「2021(平成 33)年度までに、上尾市の公共施設における温室効果ガス排出量を 2014(平成 26)年度比 6%削減する」ために、すべての職員がそれぞれの職場で実施できる地球温暖化対策の取組を推進していきます。

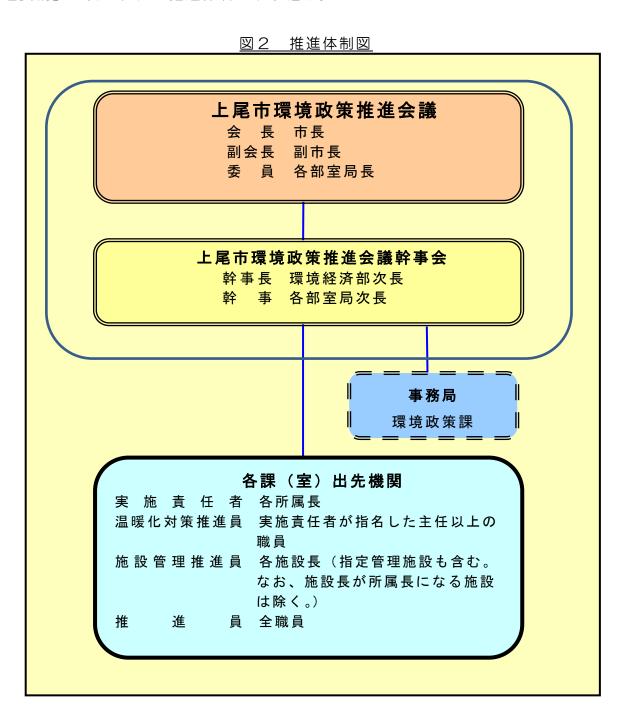
2. 目標達成に向けた進行管理

「あげおエコ・アクションプラン」に基づく取組は「P(Plan)」「D(Do)」「C(Check)」「A(Action)」に基づく進行管理を行い、地球温暖化対策を推進していきます。

平成 28 年 3 月

4. 推進体制

「上尾市環境政策推進会議設置規定」及び「上尾市地球温暖化防止実行計画推進要綱」に従い、次の推進体制で取り組む。



5. 主な役割

「あげおエコ・アクションプラン」に関わる各会議体等の主な役割は次のとおりとする。

■上尾市環境政策推進会議

「あげおエコ・アクションプラン」に関し、実施状況等について評価及び審議し、取組を適切に推進する。

■上尾市環境政策推進会議幹事会

「あげおエコ・アクションプラン」に関し、上尾市環境政策推進会議に付すべき審議事項等を整理する。

■実施責任者

「あげおエコ・アクションプラン」の目標達成のために、地球温暖化対策に関する「職場計画書兼実績報告書」を毎年度作成し、各所属における取組を推進する。

■温暖化対策推進員

「あげおエコ・アクションプラン」の目標達成のために、実施責任者の行う職務を補佐し、各所属における地球温暖化対策に関する取組を推進する。

■施設管理推進員

「あげおエコ・アクションプラン」の目標達成のために、実施責任者の指示に基づき、所管施設等の地球温暖化対策に関する取組を推進する。

6. 主な取組内容

(1) 職員等の取組

実施責任者は温暖化対策推進員とともに、次に示す職場内で実施できる地球温暖化対策を推進する。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容の一例	省工ネ効果(※)
	・執務室の温度を夏は高め(28℃)・冬は低 め(19℃)にする	冷房時の温度設定を 1℃高めに設定 CO ₂ 削減量約 15,280kg
空調	・空調の運転時間を適正化する 例:空調の余熱を利用して終業時間より早 めに空調停止する	春・秋に 1 日 30 分の 運転時間短縮 CO ₂ 削減量約 151kg
給湯等	・給湯温度をこまめに調整する 例:食器を洗うときには、低温に設定する	給湯温度を 2℃下げる給 湯用蒸気削減量 419t
照明	・外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯し、無駄をなくす	1日1時間の消灯を 行う CO ₂ 削減量 548.7kg (年間)
エレベーター	・利用の少ない時間帯において、エレベータ ーを一部停止する 例:エレベーターの運行を 1 基停止させる	_
〇 A 機 器	・可能な範囲での省電力モードを採用する	プリンタの省エネモード を 4 時間実施する CO ₂ 削減量 6.7 kg (年間)
公 用 車	・アクセル調整等のエコドライブに努める ・自転車や原動機付自転車等を利用し、公 用車の利用を少なくする	_
用紙類	・両面コピー、裏面活用を徹底する ・資料の共有化や簡略化を図る ・庁内情報システムを有効利用する	_
廃 棄 物 リサイクル	・ゴミの分別を徹底し、資源化を促進する・割り箸・紙コップ等の使用を自粛する・封筒、ファイルなどの再利用を促進する・プリンタのトナーカートリッジの回収、 リサイクルを推進する・昼食等の食べきりを推進する	_
物品購入	・グリーン購入を推進する	_

(※)省エネ効果は一般的なオフィスを想定して算出している。

省エネ効果の出典:「地球温暖化対策報告書作成ハンドブック・地球温暖化対策メニュー編」(東京都) 「省エネチューニングガイドブック」(資源エネルギー庁)

(2) 庁舎・出先機関の取組

実施責任者は温暖化対策推進員、施設管理推進員とともに、次に示す取組について、施設等の管理・運営委託業者等の提案を受け、地球温暖化対策を推進する。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

	日左に成りる状態を
項目	取組内容の一例
熱源	・冷却水の水質管理 ・冷却塔充てん剤の補充 ・冷却塔熱交換器のスケール除去
空調	・温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃・冷媒(特にフロン類)等の漏えい点検、充填
照明	・照明器具等の清掃 ・照明器具の定期的な保守及び点検

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

【厅告寺の設備・機器の連用改善に関する取組】			
項目	取組内容の一例		
熱源	 ・冷温水出口温度の適正化 ・熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 ・冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 ・蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 ・熱源機の運転圧力の適正化 ・熱源機の停止時間の電源遮断 ・熱源機のブロー量の適正化 ・燃焼設備の空気比の適正化 ・燃焼設備の空気比の適正化 		
空調	・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止・ 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止		
給湯等	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化 ・ 給湯温度・循環水量の適正化		
受変電	· コンデンサーのこまめな投入及び遮断(力率改善) · 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止		
その他	・省エネ診断やCO₂削減診断等を受診し、設備等の運用 改善を推進・庁舎等の新築や増改築、設備機器の補修改修時に、再生 可能エネルギーの導入検討		

【庁舎等の設備・機器の導入及び更新に関する取組】

項目	取組内容の一例		
熱源	 エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新 ヒートポンプシステムなどの高効率機器の導入 ポンプ台数制御システムの導入 ポンプの可変流量制御システムの導入 熱源機の台数制御システムの導入 大温度差送風・送水システムの導入 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化 		
空調	・空調対象範囲の細分化・可変風量制御方式の導入・ファン等への省エネベルトの導入・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新・全熱交換器の導入・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入		
受変電	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新・ デマンド制御の導入(ピーク電力の削減)		
照明	・ 照明対象範囲の細分化・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新・ 人感センサーの導入・ LED照明など高効率ランプへの更新		
昇降機	・ インバータ制御システムの導入		
建物	· 高断熱ガラス・二重サッシの導入 · 公共施設の緑化の推進		
公 用 車	・ 公用車のエコカー導入		
再 生 可 能 エネルギー	・太陽光や太陽熱、地中熱等の導入		

(3)事務局の取組

事務局は次に示す取組を実施し、計画の推進を図る。

【実行計画の管理等に関する取組】

項目	取組内容	
情報提供	・ 設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助・助成金 事業等に関する情報を収集し、情報提供を行う ・ 省エネ診断やCO2削減診断等に関する情報を収集し、情 報提供を行う	
進行管理	・「あげおエコ・アクションプラン」の周知徹底を図る・法令に基づき、各施設等のエネルギーデータを基に、上尾市の温室効果ガス排出量を算定し、各種報告を行う・各施設の地球温暖化対策に関する取組を支援する	
取組強化	・新しい技術や手法等を検討し、地球温暖化対策の強化を 図る	
情報公開	・毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表する	

7. 進行管理

「あげおエコ・アクションプラン」の進行管理は、以下のとおり行う。

 Plan
 ① 年次計画の作成

 Do
 ② 職員への周知徹底

 ③ 取組の実施
 ④ 職場での管理

 ⑤ 内部環境監査
 Action

 ⑥ 年次総括
 ⑦ 公表

図3 進行管理の概要

【Plan (計画)】 ①年次計画の作成

実施責任者は温暖化対策推進員や施設管理推進員等の意見をとりまとめ、 「職場計画書兼実績報告書」(以下、「職場計画書」という。)を作成し、部室 局長等の承認を得た上で、その写しをすみやかに事務局に提出する。

事務局は年度当初に説明会を開催し、当年度の活動概要やエネルギーの集計・報告や職場計画書の作成・報告方法について説明し、各課等での取組を支援する。

【Do(実施)】②職員への周知徹底

「あげおエコ・アクションプラン」の概要や関係法令、計画の年度ごとの進 捗状況と当該年度の重点取組について、次のとおり説明会等を開催し、周知 徹底する。

表 2 研修・説明会等一覧

<u> </u>			
対象者	主たる内容	実施時期•回数	
上尾市環境政策推 進会議委員 同幹事会幹事	進会議委員び前年度までの取組成果と課		
実施責任者	実行計画の内容、関係法令及 び前年度までの取組成果と課 題、当年度の重点取組事項等	事務局が年 1 回以上実施する。	
温暖化対策推進員	内部環境監查技法等	事務局が必要に応 じて実施する。	
温暖的水泥建筑	実行計画の内容、前年度まで の取組状況及び前年度のエネ ルギー等の集計・報告方法、	事務局が年度当初	
施設管理推進員	がイー等の集前を報告方法 職場計画書の作成や報告方法 等	に実施する。	
	施設等の省エネや省資源に関わる取組や環境法令等	事務局が必要に応 じて実施する。	

【Do(実施)】③取組の実施

実施責任者は自ら作成した「職場計画書」に基づき、温暖化対策推進員や施設管理推進員に指示し、職員への周知徹底を図り、各課等での地球温暖化対策の推進に取り組む。

【Check(点検)】4職場での管理

実施責任者は各課等での地球温暖化対策の推進に関し、定期的に進捗状況を確認し、「職場計画書」に定めた目標の実現や取組の励行に努める。

※各課等での進捗状況の管理は、四半期に一度実施する。

【Check(点検)】⑤内部環境監査

事務局及び温暖化対策推進員はあらかじめ被監査所属の了解を得た上で、内部環境監査を実施する。内部環境監査の対象は「あげおエコ・アクションプラン」の対象となる施設等とし、計画期間中に一度は内部環境監査を受けることとする。

内部環境監査の結果は「内部環境監査報告書」としてとりまとめ、被監査所属に写しを提出すると共に、上尾市環境政策推進会議に報告する。

上尾市環境政策推進会議は事務局の報告に基づき、前年度の成果を総括し、当年度以降の活動の方向性を事務局に指示する。

事務局は上尾市環境政策推進会議の結果を実施責任者に報告する。

【Action(見直し)】⑥年次総括

事務局は実施責任者の提出した「職場計画書」「内部環境監査報告書」を [「あげおエコ・アクションプラン」に基づく措置及び施策の実施状況(温室効果ガス総排出量を含む。)]としてとりまとめ、毎年度1回、上尾市環境政策推進会議に報告する。上尾市環境政策推進会議は事務局の報告に基づき、前年度の成果を総括し、当年度以降の活動の方向性を事務局に指示する。

事務局は上尾市環境政策推進会議の結果を全庁的に報告する。

【Action (見直し)】 ⑦公表

事務局は上尾市環境政策推進会議の結果をとりまとめ、毎年度 1 回 [「あげおエコ・アクションプラン」に基づく措置及び施策の実施状況(温室効果ガス総排出量を含む。)]を「あげお環境白書」に掲載して公表する。

<環境法令等の管理について>

「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、本市の公共施設等における温室効果ガス排出量の報告及び公表の義務があるほか、その他環境法令においても、様々な義務が課せられている。

実施責任者の役割

● 各実施責任者はそれぞれ所管する公共施設等に課せられる環境法令 を遵守する。

事務局の役割

- 環境法令等の制定や改正等に関する情報を定期的に実施責任者に提供する。
- 環境法令等に関する説明会を開催(「②職員への周知徹底」の項参 照)し、各所属の環境法令遵守への理解を促進する。

8. 上尾市地球温暖化対策実行計画推進要綱

平成 19年3月2日

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第20条の3第1項に規定する地方公共団体実行計画(以下「実行計画」という。)の推進に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 本市における実行計画の推進については、法及び上尾市環境政策推進会議設置規程(平成20年上尾市訓令第13号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 2 この要綱において「課等」とは、上尾市組織規則(昭和59年上尾市規則第 11号)に基づく本庁の課及び出先機関(発達支援相談センター及び西貝塚環 境センターに限る。)、上尾市会計管理者の補助組織設置規則(昭和60年上尾 市規則第14号)に基づく室、上下水道部の課、議会事務局の課、教育委員会 事務局の課及び教育機関、選挙管理委員会事務局、監查委員事務局、農業委員

(実施責任者)

- 第3条 実行計画の円滑な推進を図るため、課等に実行計画に定められた事項を実施する責任者(以下「実施責任者」という。)を置く。
- 2 実施責任者は、課等の長をもって充てる。

会事務局並びに消防本部の課及び消防署をいう。

- 3 実施責任者は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 地球温暖化対策に関する課等の計画を毎年度作成し、事務局(上尾市環境政策推進会議設置規程第9条に規定する上尾市環境政策推進会議の庶務をつかさどる課をいう。以下同じ。)に提出すること。
 - (2) 課等における温室効果ガスの排出の状況に関するデータ等を収集し、その結果を年度ごとに事務局に報告すること。
 - (3) その他課等における実行計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(温暖化対策推進員)

- 第4条 実行計画の円滑な推進を図るため、課等に温暖化対策推進員を置く。
- 2 温暖化対策推進員は、実施責任者が当該課等に属する主任その他これに相当 する職にある者以上の職員(次条に規定する施設管理推進員に充てられた職員 を除く。)のうちから指名する。
- 3 温暖化対策推進員は、実施責任者の指示を受け、地球温暖化対策に関する課 等の計画に基づき、実行計画の取組を推進するものとする。

(施設管理推進員)

第5条 実行計画の円滑な推進を図るため、施設等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条に規定する公の施設、上尾市組織規則第11条第1項

に規定する出先機関(発達支援相談センター及び西貝塚環境センターを除く。) その他市長が認める施設等をいう。以下同じ。)に施設管理推進員を置く。

- 2 施設管理推進員は、施設等の長をもって充てる。ただし、当該施設等の長が 実施責任者となっている場合は、この限りでない。
- 3 施設管理推進員は、その施設等を所管する実施責任者の指示を受けて、当該 施設等における実行計画の取組を推進するものとする。

(事務局)

第6条 実施計画を円滑に推進するため、事務局を置く。

- 2 事務局の所掌事務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 第3条第3項第2号の規定に基づき、実施責任者から提出された温室効果ガス排出量の報告を集計し、及び算定すること。
 - (2) 前号に規定する集計及び算定の結果をもとに、実行計画に基づく措置の実施の状況その他実行計画に関する事項についての報告書を作成すること。
 - (3) 実行計画の全庁的な周知を図るための職員等に対する研修に関すること。
 - (4) 第2号の規定により作成した報告書を、上尾市環境政策推進会議へ提出すること。
 - (5) その他実行計画の推進に係る支援に関すること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実行計画の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(上尾市役所環境に良いこと率先実行計画推進要綱の廃止)

2 上尾市役所環境に良いこと率先実行計画推進要綱(平成11年4月28日市長 決裁)は、廃止する。

附 則(平成19年3月30日市長決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月31日市長決裁)

この要綱は、上尾市環境政策推進会議設置規程(平成20年上尾市訓令第13号)の施行の日(平成20年8月1日)から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則(平成25年7月30日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日市長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月16日市長決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

9. 对象施設等一覧

表 3 「あげおエコ・アクションプラン」対象施設等(平成 28 年 3 月現在)

<u>表3 「あけ</u>	おエコ・アクションノフン」対象施設等(平成 28 年 3 月現仕)		
	対象施設等		
行政経営部	プラザ館		
総務部	本庁舎、第三別館		
子ども未来部	青少年センター、少年愛護センター、子育て支援センター、西小なかよし児童 クラブほか学童保育所、アッピーランド、こどもの城、上尾保育所、大谷保育 所、大石保育所、小敷谷保育所、原市南保育所、緑丘保育所、上平保育 所、畔吉保育所、原市保育所、西上尾第一保育所、原市団地保育所、上尾 西保育所、西上尾第二保育所、しらこばと保育所、あたご保育所、かわらぶ き保育所、つくし学園、発達支援相談センター		
健康福祉部	総合福祉センター、上尾西地域福祉センターほほえみ、向山サポートセンター、上尾市シルバー人材センター、ワークプラザかみひら、恵和園、老人福祉センターことぶき荘、身体障害者福祉センターふれあいハウス、障害福祉サービス事業所かしの木園、障碍者就労支援センター、西保健センター、東保健センター、平日夜間及び休日急患診療所、		
市民生活部	平方支所、原市支所、大石支所、上平支所、大谷支所、イコス上尾、文化センター、コミュニティセンター、消費生活センター、市民活動支援センター、管理駐輪場、上尾駅出張所、尾山台出張所、尾山台出張所別館会議室		
環境経済部	上尾伊奈斎場つつじ苑、瓦葺ふれあい広場、アグリプラザ平塚、プラザ22、 ワークプラザあげお、西貝塚環境センター、健康プラザわくわくランド		
都市整備部	上平公園、上尾丸山公園、上尾丸山公園小動物コーナー、自然学習館、バーベキュー場、平塚公園、浅間台大公園、ゆりが丘公園、中分スポーツ公園・下芝水辺公園、丸山ポンプ場ほか排水施設、その他河川設備		
消防	上尾市消防本部·東消防署、東消防署上平分署、東消防署原市分署、西 消防署、西消防署大谷分署、西消防署平方分署		
上下水道部	上下水道部庁舎(中央配水場)、井戸、北部浄水場、原市ポンプ場、東部浄水場、西部浄水場、その他水道施設、五番町ポンプ場、吉田下ポンプ場、尾山台ポンプ場、本山ポンプ場、柏座ポンプ場、芝川ポンプ場		
教育委員会	平方幼稚園、上尾小学校、中央小学校、大谷小学校、平方小学校、大石小学校、原市小学校、上平小学校、富士見小学校、尾山台小学校、東小学校、大石南小学校、平方東小学校、原市南小学校、鴨川小学校、芝川小学校、瓦葺小学校、今泉小学校、西小学校、東町小学校、平方北小学校、大石中学校、大石中学校、原市中学校、上平北小学校、上尾中学校、太平中学校、五葺中学校、南中学校、大谷中学校、上尾公民館、上平公民館、平方公民館、原市公民館、大石公民館、大谷公民館、原市集会所、畔吉集会所、原市資料室、ギャラリー、図書館(本館、分館、図書室)、上尾市民体育館、平塚サッカー場、平塚ゲートボール場、平方スポーツ広場、平方野球場、向原運動場、中学校給食共同調理場、教育センター		
	1門中に新乳された旋乳も取組の対色とする		

[※]本計画期間中に新設された施設も取組の対象とする。

10. 温室効果ガスの特徴

地球温暖化対策の対象となる温室効果ガスの特徴は次のとおりである。

表 4 対象となる温室効果ガスの種類及び特徴

<u>衣 4 刈家となる温至効果刀入の惺類及び特徴</u>			
ガス種類	人為的な発生源		
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる 6 種類の温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。	
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。	
メ タ ン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等に より排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。		
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される 二酸化炭素と比べると重量あたり約 310 倍の温室効果がある。		
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 140~11,700 倍の温室効果 がある。		
パーフルオロ カ ー ボ ン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当するものがない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 6,500~9,200 倍の温室効果がある。		
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当するもがない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。		
三ふっ化窒素 (NF ₃)		ライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおる(地方公共団体には該当しない)。	